

許 可 証

奈良市指令 環 境 限 第 10 号

住 所 奈良市神殿町36番地

氏 名 安田産業株式会社
代表取締役 安田 奉春 様

令和4年5月27日付けで申請のあった 一般廃棄物収集運搬業（限定）の
許可の申請については、次の条件を付けて許可します。

令和4年7月4日

奈良市長 仲川 元庸



- 1 許可の有効期限 令和6年7月3日
- 2 処理・清掃区域 奈良市内
- 3 その他許可条件 別紙のとおり

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

(安産株式会社)

許 可 条 件
(一般廃棄物収集運搬業者)

- 1 一般廃棄物（食品廃棄物）の収集運搬業の許可とする。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者（以下「処理業者」という。）は、この許可条件の外、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令）を遵守すること。
- 3 処理業者が、この許可条件を履行しないとき又は関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令）の規定に違反したときは、奈良市一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する指示事項並びに処分及び指導に関する基準等に基づき指導又は業務の停止若しくは許可の取消処分を行う。
- 4 廃棄物の取り扱いについては、常に親切丁寧を旨とし、ごみ容器より完全に収集し、その付近にごみを散乱又は飛散させないよう、また、ごみ収集車は交通法規を遵守し、安全運転に努め、走行中ごみを散乱又は飛散させないよう措置すること。
- 5 収集・運搬及び搬入については、市長の指示する収集形態とすること。
- 6 収集した廃棄物は、市長から許可を受けている一般廃棄物処分業に係る処理施設へ確実に搬入すること。また、市外ごみ、産業廃棄物、危険性・爆発性のあるもの等は収集運搬しないこと。
- 7 駐車場施設については、悪臭、騒音等公害発生の防止並びに関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令）等に違反のないよう特に留意すること。
- 8 処理業者は、市の承認なく事業の全部又は一部を他人に売却又は譲渡してはならない。また、その事業を廃止又は休止しようとするときは、15日前までに市長にその旨を申し出ること。
- 9 許可申請書の記載事項に変更のあるときは、あらかじめ市長に届け承認を受けること。
- 10 処理業者は、この許可条件の外、収集に関し必要な事項については、市の指示指導に従うこと。